

R3.4 改正

施術所開設届出書留意事項

1 開設者氏名

- フリガナを記載してください。法人の場合は法人名称・代表者役職・代表者氏名を記載してください。
- 届出は、設備や従事者等の詳細を確認する必要もあることから開設者が行ってください。開設者がやむを得ず届出できない場合は、委任状を持つ施術所の内容に精通した代理人が届出する必要があります。

2 開設者の住所

- 住所は住居表示どおりに記載してください。氏名にはフリガナを記載してください。法人の場合は、法人住所・法人名称（フリガナ）・代表者役職・代表者氏名を記載してください。

3 開設年月日

- 開設後、**10日以内**に届ける必要があります。（10日を過ぎている場合は、**遅延理由書**の添付が必要です。（様式なし））
- 開設前に届出することはできません。

4 施術所の名称

- 施術所の名称は開設者を明らかにするために、**原則**として開設者の姓（法人名）を冠しその後に業務の種類を入れてください。

※業務の種類・・・「あん摩」、「マッサージ」、「指圧」、「はり」、「きゅう」、「柔道整復」
「ほねつぎ」、「接骨」

単に「〇〇治療院」、「〇〇治療所」など、病院や診療所と紛らわしい名称を使用することは認められません。

「はり科」・「きゅう科」など「科」の文字を使用することも認められません。

例 〇〇鍼灸院、〇〇整骨院、〇〇マッサージ施術所 等 ----- 可

〇〇治療院、〇〇治療所、〇〇はり科治療院、〇〇研究所等 ----- 不可

また、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復にかかる業以外の医業類似行為名（整体、カイロプラクティック、エステ等）を使用することは認められません。

- 上記の名称以外に、公序良俗に反する名称、利用者にとって紛らわしい名称、または奇異で意味不明な名称、とりわけ営業的色彩の強いものや、広告違反につながる文言、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項等は使用できません。

R3.4 改正

5 一人施術の特例の有無

施術所の従事者が一人のみの場合で、その従事者が「あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう」と「柔道整復」双方の免許を有する場合に該当し、一人施術の特例を受ける場合には「有」に○を付けてください。

※一人施術の特例

「あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう」と「柔道整復」の施術室は、各々専用のものでなければならぬが、特例として「施術所の従事者が一人のみの場合で、その従事者が双方の免許を有する場合」のみ施術室の兼用を認めています。

6 併設施設の有無

同一場所で「あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう」と「柔道整復」双方の施術所を開設する場合には「有」に○を付けてください。

7 開設の場所

- 地名、ビル名、部屋番号等が正確に記載してください。

8 業務の種類

- 該当する業務の□欄にチェックをして下さい。（「あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう」の場合）

9 業務従事者

- 業務に従事する有免許者すべてを、別紙「**業務に従事する施術者氏名一覧**」に記載すること。
- 「目の見えない者」に該当する方は、□欄にチェックして下さい。（あはき開設届出のみ）
- 他の施術所に従事している場合は施術業務時間が重複していないこと、施術所間の移動の時間が確保されている必要があります。

10 施設の構造設備概要

- 施術室について

- ① **6. 6平方メートル以上の専用の施術室**である必要があります。
- ② 専用性の確保のため、他の部屋とは**固定壁やパーティション**等で上下左右を完全に区切り、出入口も固定した**扉が設置**してください。
- ③ **施術室面積の7分の1以上**を外気に開放できる必要があります。
または、**施術室内に**これに代わる換気装置がある必要があります。**(施術所構造設備平面図に表示すること)**
- ④ 「あんま・マッサージ・指圧、はり、きゆう」の施術所と「柔道整復」の施術所を併設する場合、それぞれ①から③までの条件を満たした**専用の施術室**が必要となります。

※一人施術の特例

「あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう」と「柔道整復」の施術室は、各々専用のものでなければならぬが、特例として「施術所の従事者が一人のみの場合で、その従事者が双方の免許を有する場合」のみ施術室の兼用を認めています。

R3.4 改正

○ 待合室について

- ① 3.3平方メートル以上である必要があります。
- ② 「あんま・マッサージ・指圧、はり、きゆう」の施術所と「柔道整復」の施術所を併設の場合は、兼用でも良いがそれぞれの施術室に直接通じている必要があります。

○ 受付について

- ① 受付は、待合室、施術室どちらに設置しても良いが、施術室内に設ける場合は施術室の専用性を損なわないようにしてください。

1.1 施術に用いる器具および消毒施設の概要

○ 施術台（ベッド等）について

- ① 無資格者の施術を防ぐために、施術者1人につき1台が望ましいが、おおむね5台までであれば可とします。(ローリングベッド・ウォーターベッド等含む)

○ 施術に用いる器具の消毒設備、手指等の消毒の方法を記載してください。

1.2 ホームページ掲載確認欄

- 掲載を希望しない場合のみ記入してください。

◎ 添付書類

1 業務に従事する施術者の免許証の写し

- 免許証の写しは原本照合が必要です。
- 新規免許申請中で免許証が未交付の施術者については、登録済証明書（原本照合必要）を免許証の代わりに添付するものとしますが、免許証の交付後に再度免許証の写し（原本照合必要）の提出が必要です。

2 業務に従事する施術者の本人確認書類（運転免許証等）の写し

- 業務に従事する施術者本人が確認できる運転免許証等の写し（原本照合必要）等が必要です。
- 確認書類としては、運転免許証のほか、パスポート、マイナンバーカード（顔写真がある表面のみ）、厚生労働大臣免許保有証及び氏名、住所、生年月日が確認できる書類等も可とします。（いずれも原本照合必要）
- 上記取扱いを原則としますが、開設者の責任において原本証明した本人確認書類（運転免許証等）の写しでも受付可とします。

※開設者原本証明の例

この〇〇〇〇の写しは、
原本とは相違ないことを証明します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇鍼灸整骨院 開設者〇〇〇〇

R3.4 改正

- 3 施術所の平面図（施術所構造設備平面図例を参照してください。）
 - 平面図には、待合室・施術室等の寸法（内法）を記載してください。
 - 施術台（ベッド）、主要な施術器具、消毒設備等を記載してください。
 - ドア、窓及び換気装置の位置を記載してください。
- 4 周囲の見取図
 - 施術所の場所が確認でき、検査時に容易に施設まで行くことができる地図である必要があります。
- 5 定款の写し、または履歴事項全部証明 （※法人等の開設の場合のみ）
 - 法人等の開設の場合は、施術所の開業を定款等で認められている必要があります。
 - 定款の写しは開設者の責任において原本と相違ない旨の証明が必要です。
 - 履歴事項全部証明は写しを提出する場合、原本照合が必要です。
- 6 開設者本人の確認書類の写し （※個人開設の場合のみ）
 - 本人確認書類（運転免許証等）の写しは原本照合が必要です。